

重要無形文化財の保持者の追加認定（総合認定）について

令和2年7月17日（金）に国の文化審議会（会長 さとう まこと 佐藤 信）が開催され、同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、下記のとおり重要無形文化財の保持者の追加認定が文部科学大臣に答申される予定です。今後、官報告示を経て、重要無形文化財の保持者に追加認定されることになります。

記

【答申予定の重要無形文化財の保持者の追加認定（総合認定）】

名称	保持者および その代表者の氏名	追加認定された保持者		
		氏名	生年月日	住所
能楽	一般社団法人日本能楽会会員 代表者 <small>のむら しろう</small> 野村 四郎	<small>ふくおか</small> 福岡 <small>そうこ</small> 聡子	昭和46年5月28日 (満49歳)	福井県

重要無形文化財の保持者の追加認定（総合認定）について

名称	保持者および その代表者の氏名	追加認定された保持者		
能楽	一般社団法人日本能楽会会員 代表者 <small>のむら しろう</small> 野村 四郎	氏名	生年月日	住所
		<small>ふくおか</small> 福岡 <small>そうご</small> 聡子	昭和 46 年 5 月 28 日 (満 49 歳)	福井県

1 能楽(一般社団法人日本能楽会会員)

「能楽」は、昭和 32 年 12 月 4 日に重要無形文化財に指定され、その保持者として一般社団法人日本能楽会会員が総合的に認定され、現在 496 名の保持者がいる。これらの保持者に加えて、51 名を保持者の団体の構成員として「追加認定」するものである。

2 保持者の団体の構成員の追加認定（認定理由）

今回認定される 51 名は、能楽の技法を高度に体现し、重要無形文化財「能楽」の保持者としてふさわしい者であるので、重要無形文化財「能楽」の保持者の団体の構成員(一般社団法人日本能楽会会員)に追加認定するものである。

※この保持団体は、昭和 32 年に 40 名で認定されて以来、今回まで 15 回の追加認定を経ており、今回追加認定後の保持者数は 547 名(延べ 1013 名)となる。

【参考】

1 重要無形文化財の指定制度および保持者等の認定制度

我が国の伝統的な芸能や工芸技術のうち、芸術上又は歴史上価値の高いものを重要無形文化財として指定し、これらのわざの高度な体现者・体得者をその保持者又は保持団体として認定。

<認定の概要>

(1) 保持者

- ① 各個認定：重要無形文化財に指定されている芸能又は工芸技術を高度に体现・体得している個人を認定。
- ② 総合認定：重要無形文化財に指定されている芸能を 2 人以上の者が一体となって体现している場合に、これらの者が構成している団体の構成員を認定。

(2) 保持団体

重要無形文化財に指定される工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該わざを保持する者が多数いる場合には、これらの者が主たる構成員となっている団体を認定。

2 指定・認定までの手続き

毎年 1 回、重要無形文化財の保持者の死亡による認定の解除数、芸能及び工芸技術の分野の実態等を踏まえて、有識者により構成する文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が保持者や保持団体の認定を行っている。